

## ハマ弁（横浜型配達弁当）を活用した昼食の用意が困難な生徒への支援制度について

ハマ弁（横浜型配達弁当）については、本年7月から第1期実施校として、緑区、青葉区、都筑区の学校（12校）で開始しました。10月以降、順次実施校を拡大し、29年1月には全校実施となります。

ハマ弁（横浜型配達弁当）を活用した昼食の用意が困難な生徒への支援制度については、全校実施の時期をもって運用開始することを目指しています。今回、支援制度に関するガイドラインを作成しましたので、その内容について説明します。

### 1 ハマ弁による昼食支援について

#### (1) 目的

「ハマ弁による昼食支援」は、生活環境により昼食の用意が困難な生徒に対して、「ハマ弁」を無償提供し、

- ① 生徒が昼食を食べられない状況をいち早く解消する
  - ② 生徒の生活環境における課題発見の「きっかけ」とする
  - ③ 福祉との情報共有・連携による課題の根本解決を目指すためのツールの1つとして活用する
- これら通して、生徒の生活安定化を図ります。

#### (2) 支援の種類と定義

この支援制度は、緊急的な対応としての「短期支援」と一定以上の期間実施する「長期支援」に分けて実施しますが、全ての支援は「短期支援」からスタートします。

支援の種類	支援期間	定義
短期支援	1か月を上限	緊急的な対応としての短期間の昼食提供。昼食が食べられていない状況をいち早く解消し、短期支援を実施している間に、個別の状況把握や対応策の検討を学校が行う。 状況により、短期支援を再度行う場合有り。
長期支援	当該年度末を期限	生徒の生活環境における課題に対して、必要に応じて福祉などの関係機関と対応しながら、短期支援の期間では課題解決が困難であり、長期的な支援が必要な場合。

### 2 対象となる生徒の状況

ハマ弁による昼食支援は、生活保護や就学援助とは異なります。経済状況による基準で支援は行いません。支援対象者となる生徒の基準は次のとおりとし、学校が「ハマ弁による昼食支援」の必要性を確認したうえで、教育委員会事務局に支援要請し、教育委員会事務局が決定します。

#### 【支援対象者となる生徒の基準】

- |                                      |
|--------------------------------------|
| ① 保護者不在やその疑いやおそれがある、昼食を用意することができない生徒 |
| ② ネグレクトやその疑いやおそれがある、昼食を用意することができない生徒 |

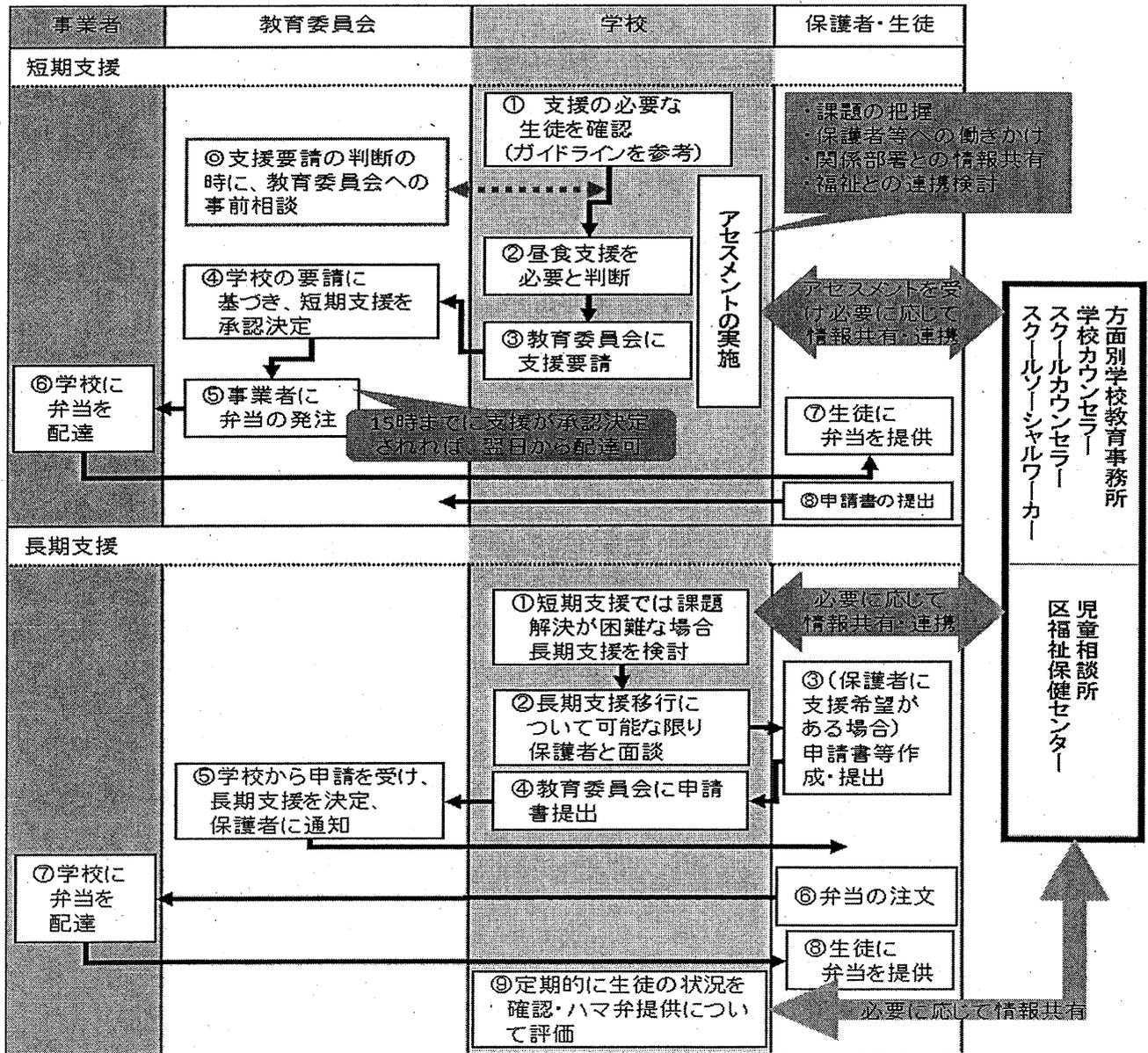
### 3 福祉との連携

「ハマ弁による昼食支援」は、これまでも、生活環境に課題のある生徒に対して学校が行ってきた対応において、昼食の提供という場面においてサポートする、一つの「ツール」であり、すべての解決策ではありません。福祉との連携によって根本的な課題解決につなげることが望ましいと考えます。

「ハマ弁による昼食支援」は、学校からの要請に基づいて、教育委員会事務局が決定しますが、学校として、生徒の生活環境の改善のため、区役所や児童相談所による福祉的な支援が必要あると考える場合には、児童福祉法第25条の規定に基づき、相談・通告を行う場合があります。学校から相談・通告を受けた児童相談所・区役所福祉保健センターは、生徒の状況を踏まえ、必要に応じて福祉的な支援につなげます。

なお、経済的な理由により、ハマ弁の無償提供を要望する保護者が考えられますが、その場合は生活保護や自立支援について、区福祉保健センターへの相談を促すようになります。

### 4 支援の流れ



【参考】 ハマ弁による生活環境により昼食の用意が困難な生徒への支援ガイドライン

ハマ弁による  
生活環境により昼食の用意が  
困難な生徒への支援ガイドライン

平成 28 年 12 月

教育委員会事務局健康教育課

## 1 ハマ弁による昼食支援のポイント

- 生徒が昼食を食べられない状況をいち早く解消する。
- 生徒の生活環境における課題発見の「きっかけ」とする。
- 福祉との情報共有・連携による課題の根本的解決を目指すための「ツール」とする。

中学生の昼食については、9割以上が家庭から弁当持参しており、また、学校においても昼食等が購入できる環境が整っています。

更に、平成26年12月に作成した「横浜らしい中学校昼食のあり方」(以下「あり方」)において、事前予約制の配達弁当の環境と整えることとしており、「ハマ弁(横浜型配達弁当)」を平成28年7月より順次実施し、平成29年1月の全校実施に向け準備を進めています。

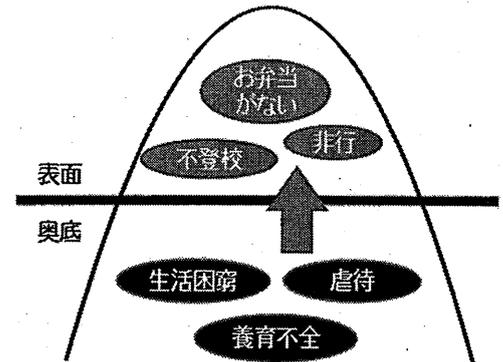
一方で、「あり方」においては、様々な生活環境により、昼食を食べることができない生徒がいることについても、課題としてとらえています。

「ハマ弁による昼食支援」は、単なる昼食の提供ではなく、生徒の昼食の状況を潜在化している生活環境における課題が表面化した「サイン」ととらえ、対応していくことによって、

- ① 適切な昼食をとることにより落ち着いた学習環境や学校生活を送ることができる
- ② 「サイン」をいち早く捉え、必要に応じて福祉との情報共有・連携を行い、早期に根本的な課題解決に取り組める

といったことが期待できます。

「ハマ弁による昼食支援」は、生徒がおかれている、生活環境における課題発見の「きっかけ」や「緊急的な対応」「福祉との連携」のための、ツールとして活用できるよう、整備を行います。



生活環境の課題は潜在化して見えにくいですが、しばしば生徒の様々な行動の形をとって表面化する。

根本的な課題解決のためには、奥底に隠れたこれらの課題が改善されなければならない。

## 2 支援により期待されること

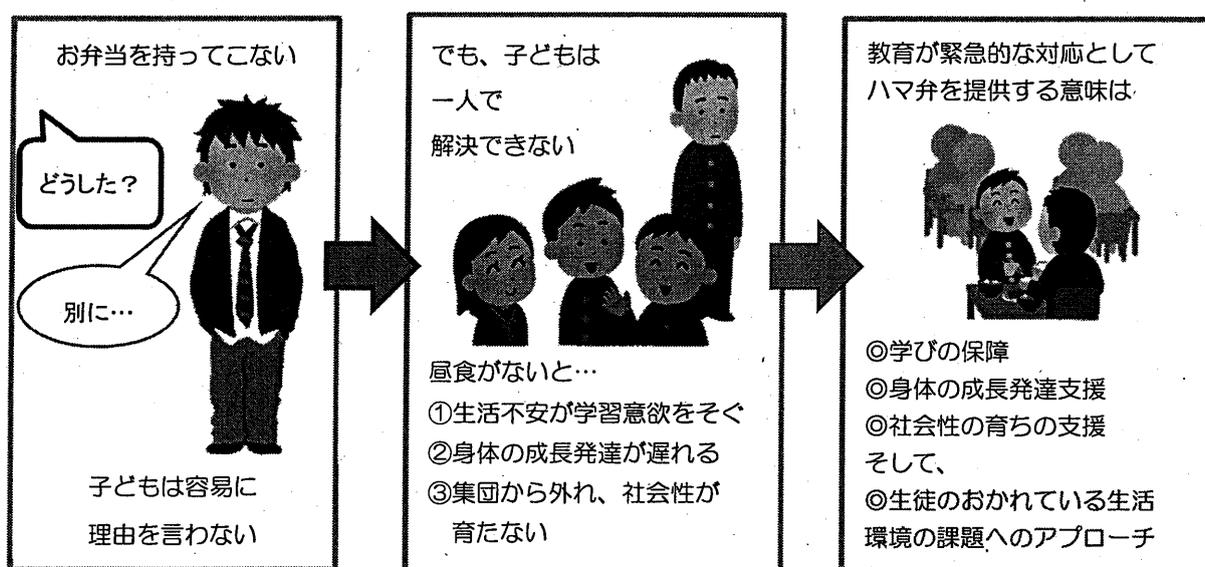
「ハマ弁による昼食支援」により、生徒が昼食を食べることができない状態をいち早く解消することが可能になります。

その上で、学校は支援の期間を活用し、生徒がおかれている生活環境における課題を確認するとともに（アセスメントの実施）、具体的な対応を考えます。

生徒の昼食の状況は、潜在化している生活環境における課題のサインととらえた時、課題解決は生徒だけではできない場合がほとんどと考えられます。

昼食を食べることができないと、①学習意欲がそがれてしまう ②身体の成長発達が遅れる ③集団から外れ社会性が育たない、などの影響が心配されます。

緊急的なハマ弁による昼食支援により、①から③の問題の解決を図るとともに、生徒がおかれている生活環境における課題へのアプローチが行いやすくなることが期待できます。



## 3 支援の種類と定義

「ハマ弁による昼食支援」は、ハマ弁の無償提供により行います。

またこの支援は、緊急的な対応としての「短期支援」と一定以上の期間実施する「長期支援」に分けて実施しますが、全ての支援は「短期支援」からスタートします。

支援の種類	支援期間	定義
短期支援	1か月を上限	緊急的な対応としての短期間の昼食提供。 昼食が食べられていない状況をいち早く解消し、短期支援を実施している間に、個別の状況把握や対応策の検討を行う。 状況により、短期支援を再度行う場合有り。
長期支援	当該年度末を期限	生徒の生活環境における課題に対して、必要に応じて福祉などの関係機関との対応を継続しながら、短期支援の期間では課題解決が困難であり、長期的な支援が必要な場合。

## 4 対象となる生徒

ハマ弁による昼食支援は、生活保護や就学援助とは異なり、経済状況による基準で支援は行いません。

支援対象者となる生徒の基準は次の通りです。

生徒の状況
I 保護者不在やその疑いやおそれがある、昼食を用意することができない生徒
II ネグレクトやその疑いやおそれがある、昼食を用意することができない生徒

- ◎ 生徒の都合により、昼食を食べていない場合は、この制度の対象とはなりません。生徒指導などの範囲で対応します（例ダイエットのための欠食やお弁当を他に流用しているなど）
- ◎ 生活保護や就学援助を受けている場合でも、上記基準に該当する場合は、支援対象とする場合があります。

## 5 福祉との連携

### (1) 基本的な考え方

これまで、生活環境に課題のある生徒に対して、学校は本人や保護者への働きかけや、学校カウンセラー・スクールカウンセラー（以下「カウンセラー」）や方面別学校教育事務所、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）と情報共有・連携を行って対応しており、事案によっては、児童相談所や区福祉保健センターとも連携しています。

「ハマ弁による昼食支援」は、上記のような学校の取り組みを、昼食の提供という場面においてサポートする、一つの「ツール」であり、すべての解決策ではありません。

保護者等家庭への働きかけや、福祉との連携によって根本的な課題解決につなげることが望ましいと考えます。

「ハマ弁による昼食支援」は、生徒がおかれている生活環境における課題発見の「きっかけ」や「緊急的な対応」「福祉との連携」のための、ツールとして活用できるよう、整備を行います。

### (2) ネグレクトなどの虐待が疑われる事例についての連携

学校として、生徒の生活環境改善のため、区役所や児童相談所による福祉的な支援が必要な可能性があると考えられる場合には、児童福祉法第25条の規定に基づき相談・通告を行います。

学校から、相談・通告を受けた区役所や児童相談所は、生徒の状況を踏まえて必要に応じて福祉的な支援につなげます。

### (3) 経済的な面から家庭生活の安定を図る必要があると考えられる場合の対応

保護者が、経済的な困窮からハマ弁の無償提供を要望する場合がありますが、経済状況による基準で支援は行いません。

経済的な面から家庭の生活の安定を図る必要がある場合は、保護者に対し、生活保護や自立支援について、区福祉保健センター生活支援課への相談を促します。

区への相談を促す際には、「区に相談さえすればハマ弁がもらえる」という誤解を与えないように注意が必要です。

## 6 支援の流れフロー図

### (1) 短期支援

短期支援は、緊急的な対応も含め、「生徒が昼食を食べることができない」という状況を改善したいという学校の意向を尊重し、学校からの支援要請に基づき、教育委員会が支援について承認決定します。

「短期支援」は1日から1ヶ月の期間を設定して行います。「生徒の生活環境の課題」が改善した時点で、支援は終了となります。

課題解決の目処はついていないが、1ヶ月以上の期間が見込まれるなどの場合は、再度「短期支援」を行う場合もあります。

全ての支援は、「短期支援」からスタートします。

昼食時間の生徒の様子などから、欠食の状況を確認しガイドラインを参考にしながら支援の必要性を判断します（フロー①～②）なお、この時の判断においては、適宜健康教育課に事前相談していただくことができます。

支援の必要性ありと判断していただいた場合は、健康教育課に支援要請を行います（③）

健康教育課は、学校の要請に基づき、状況を確認し支援決定を行います。（④）

支援決定した案件については、健康教育課から事業者に対してハマ弁の注文を行います。この時、要請いただいた日の15時までに支援決定ができれば、翌日から提供が可能です。（⑤）

その後は指定日にハマ弁を提供します。（⑥～⑦）。なお、提供にあたっては、他の生徒と同様に受け取ってもらいますが、他の方法が望ましい場合は、学校で対応願います。

なお、申請書等の提出については、昼食を食べられていない状況をいち早く解消するために、前後する場合もあると思いますが、必ず提出いただきます。（⑧）

短期支援を実施している期間に、生徒への聞き取りや、保護者等への働きかけ、福祉との連携検討など「アセスメント」を実施します。

### (2) 長期支援

短期支援における「ハマ弁」の提供のみでは、生徒の課題解決が困難な場合、児童相談所や区福祉保健センターをはじめ、関係機関と連携しながら、学校は、長期支援に移行することを検討します。（①）

長期支援への移行にあたっては、原則として、可能な限り保護者と面談するなど、生徒の状況や家庭の状況を改めて確認し（②）、保護者から申請書の提出を受けます。（③）

保護者による申請書の提出が困難な場合は、生徒本人による申請書に加え、生徒からの聞き取り内容をまとめたものを併せて教育委員会に申請します。（④）教育委員会は、学校からの申請を受け、長期支援について決定します。（⑤）

ハマ弁の注文・提供については、保護者または生徒が申し込む方法とします。（⑥～⑧）

「長期支援」は、定期的（頻度については状況に応じて）に生徒の状況を確認・ハマ弁による昼食提供について評価し、必要に応じて福祉に対して情報共有します。（⑨）

実施期間については、最長で当該年度末までの期間とし、新年度の支援については、改めて状況確認のうえ判断します。

なお、長期支援への移行を検討する生徒の場合は、併せて福祉との連携の必要性について改めて検討を行い、必要に応じて、福祉への情報提供・連携を行います。

○フロー図

